

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

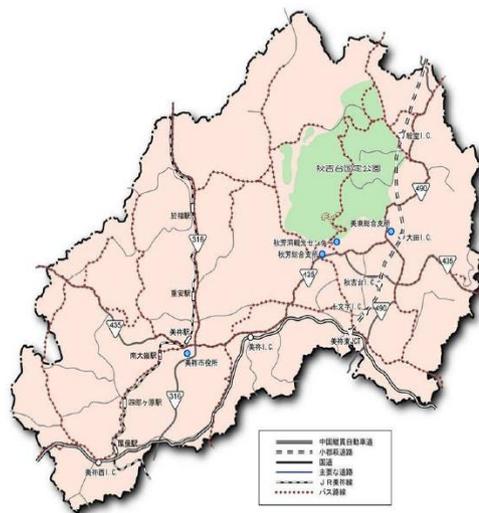
(1) 地域の自然災害リスク

美祢市(以下、当市という)は、山口県の西部中央に位置しており、山々に囲まれた高原地であって、日本最大のカルスト台地である「秋吉台」及び東洋最大規模の鍾乳洞である「秋芳洞」をはじめとする優れた自然景観を有し、多様な自然環境に恵まれている。

市域を、国道316号、国道490号が南北に走り、国道435号、中国自動車道が東西に横断しており、南部には、美祢西IC、美祢IC及び中国自動車道と小郡萩道路を結ぶ美祢東JCTを有している。

また、南北に走っていたJR美祢線は令和5年の豪雨により被災し、令和7年8月7日にBRTによる復旧が決定した。

河川については、商工会(以下、当会という)本所地内に厚狭川、秋芳支所地内に厚東川、美東支所地内に大田川の計三つが存在する。



①洪水〔美祢市洪水ハザードマップ (R4.3)〕

※想定しうる最大規模の降雨で河川のはん濫が起きた際の浸水想定区域に基づく。

- ・厚狭川(想定最大雨量・・・2日間で552mm)

氾濫した場合に想定される浸水は、当会本所が立地する中心市街地においては最大3.0m～5.0m未満、市内西部の大嶺町西分及び西厚保地区、東部の東厚保地区、北部の大嶺町北分地区の流域沿いについては最大5.0m以上の箇所も存在する。特に、当市中心街が厚狭川流域に位置しており、小売業、飲食業、サービス業、建設業、製造業等の多様な産業が立地しているため、被災した場合は、当市の経済全体に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

- ・厚東川(想定最大雨量・・・2日間で518mm)

氾濫した場合に想定される浸水は、当会支所が立地する秋吉地区においては最大5.0m以上、地域南部の岩永地区の流域沿いについても最大5.0m以上、北部の嘉万地区については最大3.0m～5.0m未満の箇所が存在する。秋吉地区や嘉万地区には建設業が複数立地しているため、被災した場合は、機械や資材の損傷に伴う事業活動の停止や工期の遅延等が想定され、経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

- ・大田川(想定最大雨量・・・2日間で518mm)

氾濫した場合に想定される浸水は、当会支所が立地する大田地区については最大3.0m～5.0m未満の箇所が存在する。大田地区周辺には建設業のほか、生活関連サービス業や公共施設が複数立地しているため、被災した場合は、周辺地域の住民生活に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

②土砂災害〔美祢市土砂災害ハザードマップ (H30.3)〕

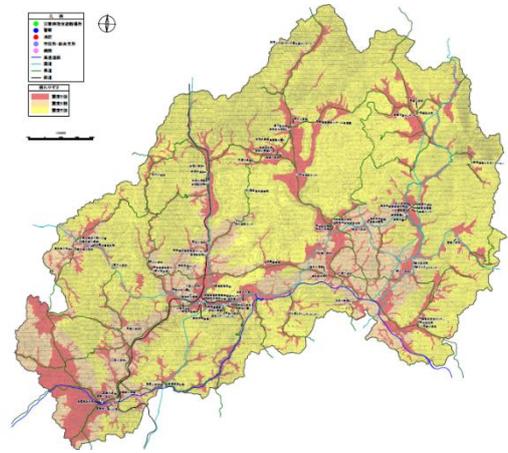
当市のハザードマップでは、市街地についてはがけ崩れ及び土石流の警戒区域、特別警戒区域が多く点在しており、その区域内には介護・福祉施設、病院、保育園なども存在している。

また、建設業や製造業が立地する他の地域でも市域の国道、県道、高速道路、河川に沿って、がけ崩れ及び土石流のリスクが高くなっているため、被災した場合は、物流の停滞、納期の遅延や復旧の長期化等が想定され、当市の経済全体に甚大な影響を及ぼす可能性がある。

③地震〔美祢市地震防災ハザードマップ（H22）〕

当市のハザードマップでは、大きな影響を及ぼすと想定される菊川断層による地震、どこでも起こりうる直下型の地震、近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震の3つの地震の予想震度を重ね合わせたものとなっており、それぞれの地域で最大となる震度、当会本所・支所が立地する各地区における震度が共に震度6強となっている。

また、土砂災害リスクと同じく、市域の国道、県道、高速道路、河川に沿って、リスクが高くなっている。秋芳地域には秋吉台や秋芳洞といった観光資源があり、その周辺には秋芳洞商店街や観光業、宿泊業、飲食サービス業等の複数の業種が密集していることから、地震による被災で、当市観光産業においても甚大な影響を及ぼすことが想定される。



美祢市地震防災ハザードマップ（H22）より

④ため池〔美祢市ため池ハザードマップ・山口県ため池マップ（R7.3）〕

当市のハザードマップでは、市内に点在する防災重点ため池が集中豪雨や地震（震度4以上）の発生により決壊した場合を想定しており、中心市街地及び人口集積地への浸水が生じる恐れがある地域、決壊後5分程度で、最大5mも浸水する可能性のある地域が存在する。

また、山口県ため池マップでは市内15箇所のため池が、早急に補強等を必要とするもので、ため池が決壊した場合、人家1戸以上または、重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれのある「危険ため池」となっている。

⑤近年の自然災害による被災状況

当市における過去の自然災害は、近年は豪雨による洪水・浸水被害がほとんどとなっている。特に平成22年と令和5年にあった集中豪雨は、甚大な被害を及ぼした。

平成21年	市全域	7月21日	集中豪雨により死者1名、床上浸水2棟、床下浸水26棟。
平成22年	市南西部	7月15日	集中豪雨による土砂災害、浸水被害が発生。全壊2棟、半壊23棟、床上浸水103棟、床下浸水180棟。
平成27年	美祢地域	8月25日	台風15号による集中豪雨被害。床上浸水2棟、床下浸水15棟、一部損壊2棟。
平成30年	市全域	7月6日	集中豪雨により、全壊1棟、床下浸水3棟。
令和5年	市全域	6月29～ 7月1日	線状降水帯による集中豪雨。行方不明者1名、全壊2棟、大規模半壊5棟、中規模半壊5棟、半壊43棟、床上浸水202棟、床下浸水197棟、JR美祢線が被災した。

⑥感染症、サイバー攻撃等

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速に蔓延する感染症は、当市においても多くの市民の生命及び健康を脅かすだけでなく、外出規制等の感染症対策が取られた場合、人流・物流が滞ることで、市民生活や地域経済活動に大きな影響をもたらす可能性がある。

また、近年全国的に大企業へのランサムウェア等によるサイバー攻撃の被害が増加しており、

社会問題となっている。中小企業が次なるターゲットとなる可能性も高く、当市の事業者においても、会計ソフトやインターネットバンキング、クラウドシステム等の利用が進んでいる一方で、情報セキュリティ対策が十分とは言えない事業者も多いため、サイバー攻撃を受けた場合の事業停止や情報漏えい等のリスクへの対策が急務である。

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数（令和7年度商工会実態調査票）

商工業者数	小規模事業者数
1108	696

（※事業継続力強化計画の認定者数は8者である。（令和7年12月末時点で実施期間内であるもの）事業継続力強化の具体的な取組状況等については、現時点で把握しておらず、本計画内において実施するアンケート調査において、取組状況等を把握する予定である。）

・業種別内訳（令和7年度商工会実態調査票）

業種		商工業者数	会員数	備考（事業所の立地状況等）
総合計		1108	594	
商工業者	建設業	121	84	土木業は秋芳支所地域、美東支所地域に多い。
	製造業	91	81	市内広域に分散している。
	卸売業	36	6	市内広域に分散している。
	小売業	237	142	大手小売業は本所地域に多く、他は市内広域に分散している。
	飲食宿泊業	99	56	飲食業は本所地域に多く、宿泊業は市内広域に分散している。
	サービス業	246	153	観光業は秋芳支所地域、介護・福祉業は本所地域に多い。
	その他	278	72	市内広域に分散している。

## (3) これまでの取組

### ① 当市の取組

- ・美祢市地域防災計画の策定（平成21年1月）
- ・美祢市業務継続計画の策定（平成29年3月）
- ・防災情報等を配信する「美祢市安全・安心メールサービス」の提供（平成23年6月）  
「美祢市防災行政アプリ」の活用（令和3年10月）  
「戸別受信機」の活用（令和5年2月）
- ・3市（下関市・長門市・美祢市）合同防災図上訓練の実施（年1回）
- ・美祢市総合防災訓練の実施（年1回）
- ・当市商工労働課・総務課防災危機管理室、当会で構成する事業継続力強化支援計画に関する連絡会議の開催（年1回）
- ・防災備品の備蓄

### ② 当会の取組

- ・事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び個別の計画策定支援
- ・事業継続力強化計画策定支援セミナーの開催
- ・山口県商工会連合会と連携して行う事業リスク予防診断
- ・自然災害等へのリスクに対応した山口県火災共済協同組合の共済、各種損害保険会社の損害保

険等への加入推進

- ・災害発生時の被害状況の把握、関係機関への報告及び連絡
- ・被災した事業者に向けた相談窓口の設置

③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業継続力強化に関するセミナー開催数 2回
- ・市内小規模事業者の事業継続力強化計画策定に係る支援件数 10件
- ・市内小規模事業者の事業継続力強化計画認定数 10件
- ・業継続力強化支援計画に関する連絡会議の開催 4回
- ・各種共済・損害保険等への新規加入件数 9者

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の具体的な取組状況を把握できていない。
- ②市内小規模事業者に対して、事業継続力強化計画のセミナーや策定支援を行っているが、地域の小規模事業者に事前に災害リスク対策の重要性が十分認知されているとは言い難い状況であり、事業継続力強化計画の認定件数は伸び悩んでいる。
- ③職員の新規任用や異動等により、平時・緊急時の対応を推進するノウハウや、保険・共済についての的確な助言を行える知識を持った経営指導員等職員が不足している。
- ④リスクファイナンスとして保険・共済の必要性の周知が十分に図られていない。

### 【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、当会会員へのアンケートや聞き取り調査で把握する。
- ②引き続きセミナー開催、会報やHPによる情報提供を行い、事業継続力強化の重要性を周知していく。その際に、国県市から受けられる支援制度や優遇制度についても周知する。
- ③平時・緊急時の対応を推進するノウハウや、保険・共済についての的確な助言を行える知識を持った経営指導員等職員の不足については、山口県商工会連合会、中小機構、保険会社などの他機関と連携して、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに専門知識や最新情報の共有を積極的に行う。
- ④保険・共済の必要性の周知については、セミナー開催時や事業継続力強化計画策定に係る指導時に周知を行い、会報・HPを活用した情報提供を行う。

## 3 目標

- ・市内小規模事業者に対して、セミナー開催や会報やHPによる情報提供により、自然災害や感染症拡大等のリスクの認識を促すとともに、事前対策や事業継続力強化の必要性を周知する。
- ・自然災害や新型感染症、サイバー攻撃等に備えるため、セミナーや専門家派遣等を活用することで、事業継続力強化計画及び事業継続計画等の策定の支援をする。
- ・特に、当市の主要産業である製造業・鉱業・観光業・建設業や、地域経済圏の中心となる大嶺地域及び観光地域である秋芳地域では、地域経済やサプライチェーンの機能維持を見据えて、商店街・工業団地や組合単位での連携型事業継続力強化計画の策定等の面的支援を行うことで、市内全体の事業継続力強化につなげる。
- ・災害時における連絡を円滑に行うため、引き続き連絡会議等を通じて当市と当会とで情報共有を図る。また、災害後は速やかな復興支援、域内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置等が行えるよう、連携体制を平時から構築する。
- ・保険・共済制度において山口県商工会連合会、山口県火災共済協同組合やその他損害保険各社等との連携体制を平時から構築しておき、共同で巡回・窓口指導を行うことで損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を推進するとともに、経営指導員等職員の対応力や専門的なスキルを高めていく。

### 【成果目標】

- ①事業継続力強化に関するセミナーの開催（1回/2年）
- ②事業継続力強化計画及び事業継続計画の策定・見直し支援（3件/年）
- ③主要産業である製造業・鉱業・観光業・建設業における事業継続力強化計画の策定（2件/年）
- ④事業継続力強化支援計画に関する連絡会議（構成員：当市・当会）の開催（1回以上/年）  
ただし、緊急の対応が必要な場合は、状況に応じて随時開催する。
- ⑤自然災害や新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等のリスクに対応した、共済・保険制度の周知及び加入促進（20件/年）  
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながらリスクファイナンスの取組確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日）

#### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### （1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、アンケート調査や聞き取り調査等を行い、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

##### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・セミナー開催や専門家派遣等により、市内の小規模事業者に対して事業継続力強化計画及び事業継続計画の策定支援を行い、より実効性のある取組の推進に向けて指導及び助言を行う。
- ・会報や市広報、HP、SNS等において、国や県、当市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種共済・損害保険等の概要の紹介等を行う。
- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップや全国商工会連合会作成の共済・保険リスクチェックシート等を活用しながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及び影響を軽減するための取組やリスクファイナンス（休業補償、災害補償等の損害保険、共済加入等）について説明し、災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

##### （3）フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認をし、計画の見直しを促進するため、専門家派遣や日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。
- ・事業継続力強化計画の策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直し及び再申請についての指導を行う。
- ・事業継続力強化支援計画に関する連絡会議（構成員：当会、当市）を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

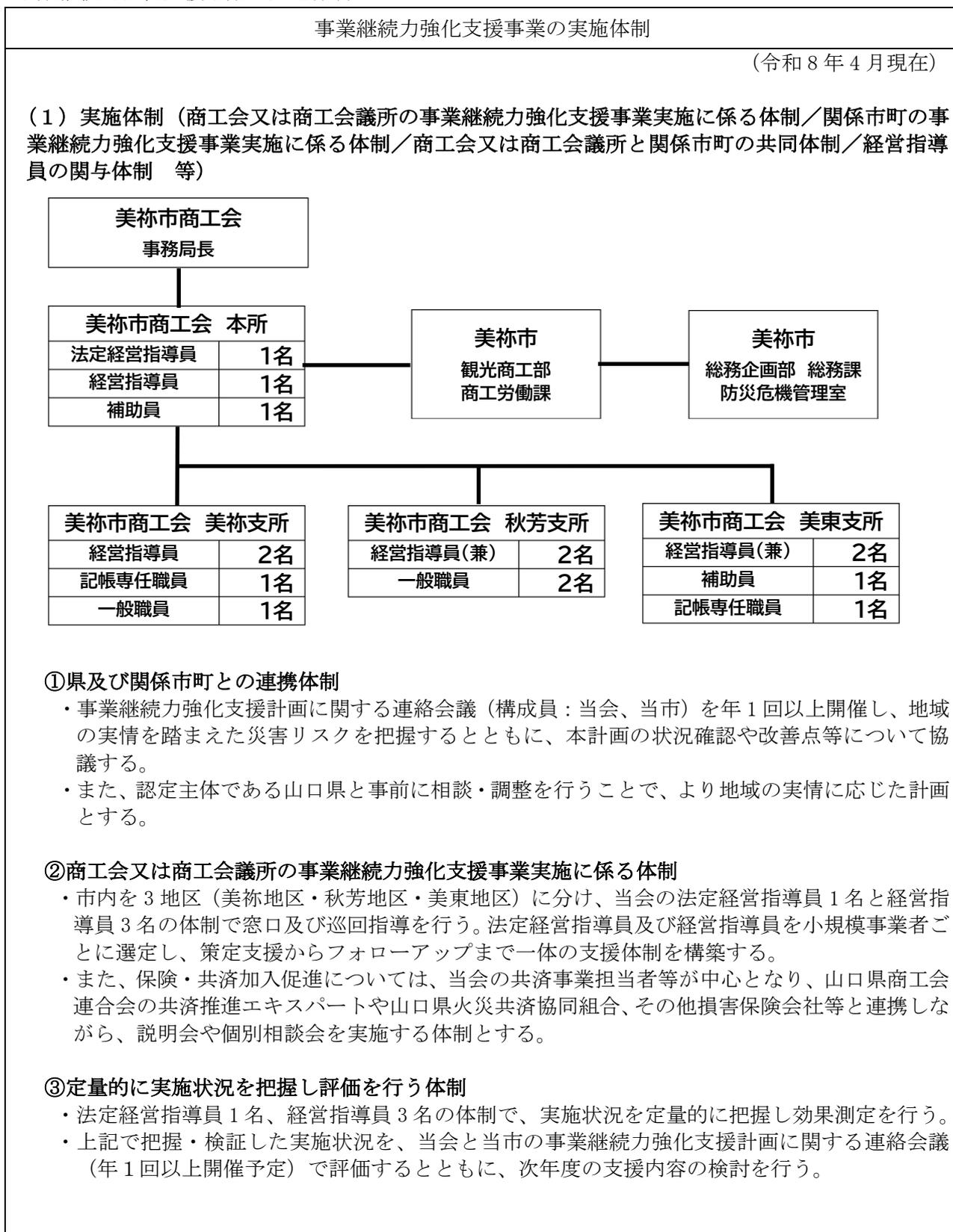
- ・ 地域経済や産業におけるサプライチェーン全体での事業継続力を底上げするために、同じ地域、同じ業種など、関連事業所での連携型事業継続力強化計画の策定を支援することで、事業者の取引上の信頼性向上や、社会的評価向上につなげていく。

#### (5) 関係団体との連携

- ・ 山口県商工会連合会が実施する専門家派遣事業や、(独法) 中小企業基盤整備機構の事業継続力強化支援事業を活用して、専門家の派遣を依頼し、事業継続計画及び事業継続力強化計画(連携型含む)の策定支援を行う。
- ・ 山口県商工会連合会や損害保険会社等と連携して、事業継続力強化についてのセミナーを開催する。
- ・ 自然災害や感染症拡大等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認やリスク診断を行い、山口県商工会連合会、山口県火災共済協同組合、損害保険会社等と連携し、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を実施する。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

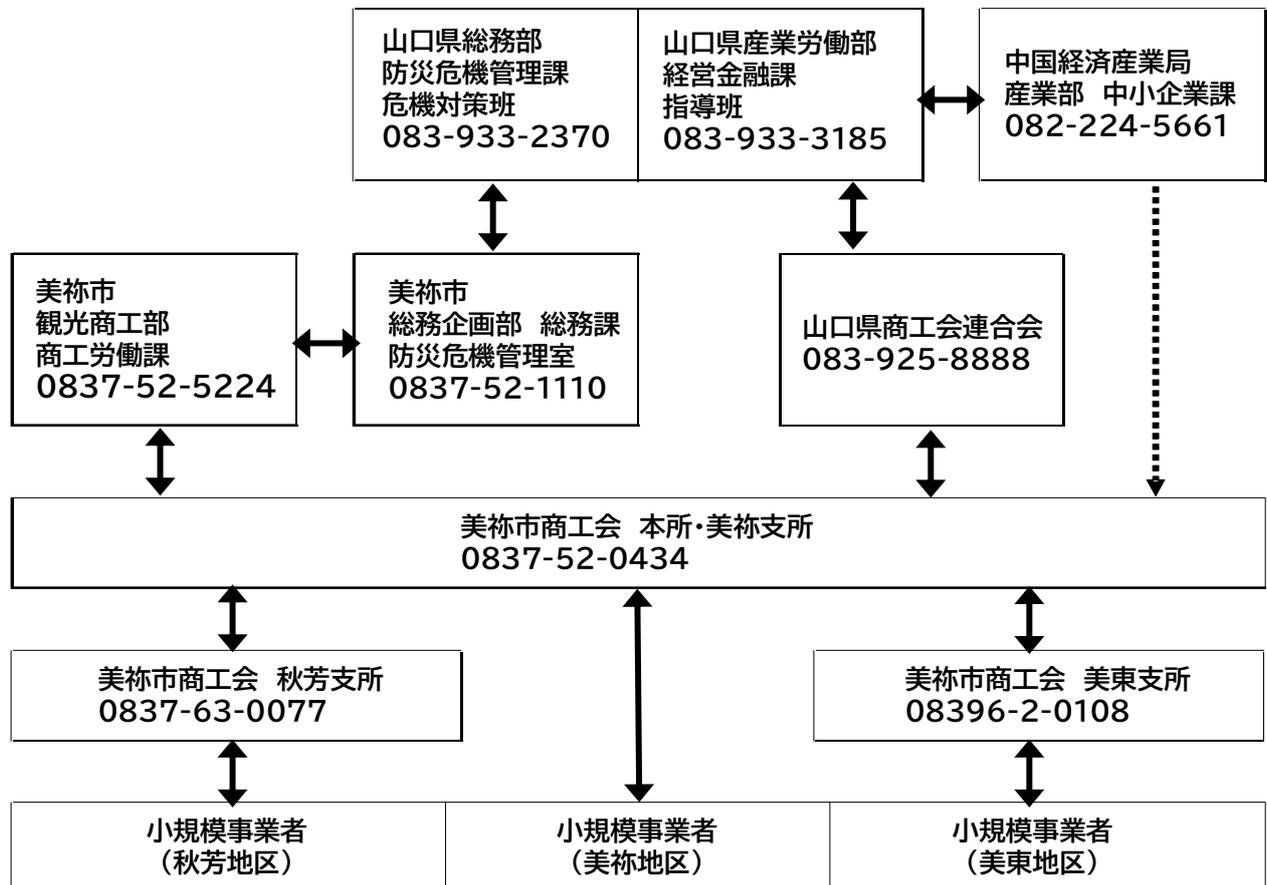


#### ④経営指導員等の資質向上に係る体制

- 山口県商工会連合会が実施する当会職員向け研修会等を活用して、防災・減災やリスクファイナンス等についての専門知識の習得や情報の収集に努める。

#### <発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて予め定める。
- 当会と当市は被害状況や被害額（合計、建物、設備、商品等）について共有する。
- 当市は、当会と共有した情報を、山口県へ報告する。
- 当会は、当市と共有した情報を、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法にて、山口県産業労働部経営金融課へ被害状況を報告する。
- 感染症流行の場合、国や山口県からの情報や方針に基づき、当市と当会が共有した情報をメール又はファックスにて当市または当会より山口県へ報告する。



### <発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が最優先であり、そのうえで、当会は以下通り地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 12 時間以内に当会職員の安否報告を行う。  
(SNS 等を活用した当会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市とで共有する。)
- ・新型感染症拡大の兆候が確認された場合には、職員の体調管理を行うとともに、事業者に対しても手洗い、消毒等の感染予防対策徹底の周知を図る。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、当市における感染症対策本部設置基準に基づき感染症対策を行う。

#### b) 応急対策の方針決定

当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・被害状況の確認については、次の方法を用いる。  
ア) 各事業所からの電話等による被害報告の確認  
イ) 職員による現場確認(連絡が取れない事業所で、安全確保が可能な場合のみ)

#### 【被害状況の目安】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回(9時、15時)共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回(9時)共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

※ただし、被害状況等を鑑みて、当会と当市での協議の結果、定時の情報共有が不要と判断された場合は、その時点から随時での情報共有に切り替えることとする。

- ・感染症流行等においては、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

#### c) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法等について、当会と当市とで協議する（当会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、災害対策を施し、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### d) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県、山口県商工会連合会等に相談する。
- ・事業復旧に向けた金融の円滑化や、国や県、当市等の支援策を活用した支援活動を行う。

### (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

#### ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藤村 泰彦（連絡先は後述（3）①参照）

#### ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ

#### ③広域経営指導員の当否

経営指導員 藤村 泰彦 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

### (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

#### ①商工会／商工会議所

美祢市商工会 本所・美祢支所

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分 320-3

TEL：0837-52-0434 FAX：0837-52-0464

メール：mineshi@yamaguchi-shokokai.or.jp

美祢市商工会 秋芳支所

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 5045-2

TEL：0837-63-0077 FAX：0837-62-1395

メール：mineshi-syuhou@yamaguchi-shokokai.or.jp

美祢市商工会 美東支所

〒754-0211 山口県美祢市美東町大田 6141（美祢市美東地域まちづくりセンター内）

TEL：08396-2-0108 FAX：08396-2-0109

メール：mineshi-mitou@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町

美祢市 観光商工部 商工労働課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL:0837-52-5224 FAX:0837-52-3434

メール：shoukou@city.mine.lg.jp

美祢市 総務企画部 総務課 防災危機管理室

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL:0837-52-1110 FAX:0837-53-1959

メール：soumu@city.mine.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	415	225	325	225	325
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・連絡会議運営費	5	5	5	5	5
・セミナー開催費	100	0	100	0	100
・チラシ作成費	10	10	10	10	10
・調査費	100	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、美祢市補助金、山口県補助金、伴走型補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

